

氏名(本籍)	齋藤健司(東京都)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	博乙第1992号
学位授与年月日	平成16年1月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	フランスにおけるスポーツ基本法の形成に関する研究

主査	筑波大学教授	博士(教育学)	阿部生雄
副査	筑波大学教授		諏訪伸夫
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山内芳文
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	清水一彦
副査	筑波大学助教授	教育学博士	清水諭

論文の内容の要旨

(目的)

本研究の目的は、スポーツ基本法の先進国であるフランスにおいて、スポーツ基本法が形成される歴史的過程を体系的に明らかにすることにある。

(対象と方法)

本研究は、フランスにおけるスポーツ関連法の形成と、それらが統合と体系化を経て基本法となる歴史的過程に注目することから、固有な時期区分を設けて考察される。第1期はスポーツ団体に関係する主要な一般法であるヴィシー政権によってスポーツ特別法が形成されるまでの時期(1901 - 1945)、第2期は第2次世界大戦の終戦期にスポーツ特別法が制定されてからそれらが1975年の原初的なスポーツ基本法へと統合されていく時期(1943 - 1975)、第3期は1975年法から1984年法へとスポーツ基本法が改正され、スポーツ基本法の基礎が確立する時期(1975 - 1984)の三つである。これらの三つの時期は、本研究の第1部「スポーツ特別法の形成」、第2部「スポーツ特別法の統合」、第3部「スポーツ基本法の基礎の確立」に対応する。本研究は、1)立法過程、2)前法制における法の執行、規制及び適用の過程と新しい法の形成の過程とが複合的に存在する過程、という2つの過程からスポーツに関する法の形成と展開過程を解明する方法を採る。

(論文の概要)

第1部の「スポーツ特別法の形成」は4章から構成されている。第1章「非営利社団法制下におけるスポーツ団体の形成」では、1901年の「非営利社団契約に関する法律」が、スポーツ団体に適用される過程、具体的にはこの一般法の下で、各種スポーツ連盟、国内スポーツ統括団体、国内オリンピック委員会等の法的性格が規定された経緯が明らかにされる。第2章「スポーツに対する国家の介入」では、スポーツに対する国家的な介入の始まりの歴史を、中央スポーツ行政組織の形成、体育を義務化する法案(1907 - 1920)の不成立、人民戦線政権による1939年の「体育およびスポーツの再組織に関する計画」から明らかにした。

第3章「1940年法の成立と展開－スポーツ特別法の成立－」では、ドイツ軍占領下のヴィシー政権が制定したフランスにおける最初の主要なスポーツに関する特別法である1940年法の制定の背景とその構造と適用の過程について検討した。第4章「ヴィシー政権におけるスポーツ特別法の展開」では、1940年法以外のヴィシー政権によるスポーツ特別法が検討された。

第2部の「スポーツ特別法の統合」は、個々のスポーツ特別法がどのように成立し、それらがどのように1975年法に統合されたのかを明らかにした。6章から構成され、第1章「終戦期(1943-1945)の臨時立法－ヴィシー法の否定と継承」では、終戦期のスポーツに関する3つの臨時立法がヴィシー政権の構築した制度を廃止し、新たなスポーツ法の制定を予定する措置を講じた点を明らかにした。第2章「第4共和制期(1946-1958)のスポーツ法と行政」では、この時期のスポーツ行政とその政策、体育とスポーツの発展に関する国会審議過程、スポーツ団体への行政命令、スポーツ施設に関する法律等の、スポーツに対する立法と行政の進展を取り上げた。第3章「1975年法の成立背景」では、第5共和制期(1958 - 1975)に、スポーツ省の設置、フランスオリンピックスポーツ委員会(CNOSF)の設置、スポーツ施設計画法の制定、ヨーロッパスポーツ憲章のみんなのスポーツの影響等、新たなスポーツ状況を迎えたことが指摘される。特に1975年法はヨーロッパスポーツ憲章の制定にあわせてヨーロッパにおいて初めてその適用を定める基本法として立法されたものであったことを明らかにした。第4章「スポーツ判例法の形成」では、1975年法の立法に影響を与えたスポーツ判例法を検討している。第5章「1975年法の立法協議の過程」では、諸政党の提出した関連法案、CNOSFを中心とするスポーツ団体によるスポーツ基本法への支持、といった側面から立法協議の過程が明らかにされている。第6章「1975年法の国会審議の過程」では、国会提出法案が両院の読会、委員会及び協議会の中で修正変化して1975年法が成立した経緯、そしてその法律の特色と構造を明らかにした。

第3部の「スポーツ基本法の基礎の確立」は4つの章からなり、ここでは1975年法の制定から1984年法の制定に至るまでの、スポーツ基本法の基礎的な体系と構造の確立過程が明らかにされる。第1章「1984年法の成立背景」では、スポーツ発展国家基金の設置、社会党政権成立に伴う諸改革の進展、社会党のスポーツ政策、CNOSFの組織改革、プロスポーツクラブ経営に対する規制、といった側面から、新たなスポーツ状況の登場を指摘する。第2章「スポーツ判例法の影響」では、スポーツ連盟をめぐる行政訴訟、スポーツ保険の法的義務化等に関わる判例を紹介し、1984年法への影響を考察する。第3章「1984年法の立法協議の過程」では、政府の提出草案、CNOSFやサッカー連盟、労働者体操・スポーツ連盟等の対応から、1984年法の協議過程が明らかにされる。第4章「1984年法の国会審議の過程」では、スポーツ権、体育・スポーツ教育に対する国の負担と責任、スポーツ連盟に関する原則、スポーツ施設基本政策、スポーツ会社の設置に関する原則、身体的及びスポーツ的活動全国評議会(CNAPS)の設置、賭けによる財源の確保等に関する争点が審議される中で1984年法が成立したことを明らかにした。1975年法と1984年法の間には、左翼連合政権の地方分権化に対する保守中道派の反対、CNOSFによるCNAPS設置の反対等の対立軸がある一方で、教育改革と労働者の権利拡大という諸改革の動向に呼応する形で、1984年法が立法されたことを明らかにした。そして、1984年法は、それまでのスポーツ特別法を全て統合し、スポーツ基本法の基本原則を規定している点で、フランスにおけるスポーツ基本法の基本構造を確立したとしている。

結論は、「フランスにおけるスポーツ基本法の基本原則の形成」、「フランスにおけるスポーツ国家法の段階的な発展の独自性」、「フランスにおけるスポーツ基本法の形成に関する歴史的過程の動態」という3つの側面から考察される。特に「スポーツ基本法の基本原則の形成」では、スポーツをする権利、スポーツ団体に対する原則、国とスポーツ運動組織の関係、体育・スポーツ教育の国民教育への統合、全国的なスポーツ諮問機関の設置、高水準スポーツの奨励措置、スポーツ指導者資格の規定、スポーツと保険、スポーツ施設の整備と原則、労働者と職場のスポーツに対する施策等の基本的な諸点についての原則が1984年法で形成されたことを明らかにした。

審査の結果の要旨

フランスにはスポーツ法に関する体系的な歴史研究は存在しない。本研究は以下の諸点から高く評価できる。第一に、ヴィシー政権下で初めて登場したスポーツに対する特別法から1984年のスポーツ基本法までのスポーツに関連する法律を網羅し、それらの展開過程をフランスの現代史とスポーツ史に結び付けた点である。第二に、適切で独自の方法論によって、スポーツに関する法律が要請される経緯、それらの審議過程、施行過程、新たなスポーツ法への修正と接続という局面を詳細に分析し、スポーツ基本法の形成過程とその構造を明らかにした点である。第三に、本研究がフランスのスポーツ法制史、スポーツ史、及び現代史に与える資料的価値である。本研究には詳細な年表と各スポーツ法の完全翻訳が付録としてまとめられている。第四に、本研究は、フランスにおけるスポーツ法に関する殆ど全ての博士論文の成果を踏まえており、高い学術水準を保持している点である。第五に、フランスにおけるスポーツ基本法の形成を解明した諸点は、今後の日本におけるスポーツ法を分析する視点を提起し、スポーツ法制論という新たな学問分野の構築と、スポーツ基本法制定への展望を切開く可能性を提示している点である。この研究で提示されたマトリクスは、今後、更なるケーススタディ、比較研究に役立つものと期待される。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。